

岩手県企業局管理規程第6号

企業局公用車運行管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県企業局長 岩 淵 良 昭

企業局公用車運行管理規程の一部を改正する規程

企業局公用車運行管理規程（昭和44年岩手県企業局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(安全運転管理者)</p> <p>第6条 道路交通法(昭和35年法律第105号) <u>第74条の2第1項</u>の規定に該当する保有機関の長は、職員のうちから同項に規定する安全運転管理者を選任しなければならない。</p> <p>(使用)</p> <p>第14条 公用車を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、公用車使用承認(運転命令)請求票(様式第1号)により、あらかじめ運行管理者の承認を得なければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情により、あらかじめ承認を得ることができないときは、事後速やかに承認を得なければならない。</p> <p>2 運行管理者は、公用車の使用を承認したときは、公用車運転命令票(様式第2号)により、運転者に運転命令をしなければならない。この場合において、運転の技能又は経験の程度、運行用務と職務との関連その他の事情を勘案して運転をさせることが適当でないと認められる職員に対しては、運転命令をしてはならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>様式第4号</p> <p>[略]</p> <p>備考1 各欄の<u>記入</u>は、次によること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(8)～(12) [略]</p> <p>(14)～(24) [略]</p> <p>(25) 運転者(相手側の運転者も含む。)について、<u>道路交通法施行令別表第1</u>又は<u>別表第3備考</u>に該当する法令違反事項に従い事故原因を記載するものとし、車両、歩行者、道路の状況等についても、事故原因と関連があると思われるものについては</p>	<p>(安全運転管理者)</p> <p>第6条 道路交通法(昭和35年法律第105号) <u>第74条の3第1項</u>の規定に該当する保有機関の長は、職員のうちから同項に規定する安全運転管理者を選任しなければならない。</p> <p>(使用)</p> <p>第14条 公用車を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、公用車使用承認(運転命令)請求票(様式第1号)により、<u>(電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて企業局長が定めるものをいう。次項において同じ。))</u>を使用する場合にあつては、<u>別に定める方法により</u>、あらかじめ運行管理者の承認を得なければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情により、あらかじめ承認を得ることができないときは、事後速やかに承認を得なければならない。</p> <p>2 運行管理者は、公用車の使用を承認したときは、公用車運転命令票(様式第2号)により、<u>(電磁的方法を使用する場合にあつては、別に定める方法により)</u>、運転者に運転命令をしなければならない。この場合において、運転の技能又は経験の程度、運行用務と職務との関連その他の事情を勘案して運転をさせることが適当でないと認められる職員に対しては、運転命令をしてはならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>様式第4号</p> <p>[略]</p> <p>備考1 各欄の<u>記載</u>は、次によること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(8)～(12) [略]</p> <p>(14)～(24) [略]</p> <p>(25) 運転者(相手側の運転者も含む。)について、<u>道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)別表第2備考</u>又は<u>別表第5備考</u>に該当する法令違反事項に従い事故原因を記載するものとし、車両、歩行者、道路の状況等についても、事故原因と関連が</p>

、詳細に記載すること。

(26)～(30) [略]

(32) [略]

2 [略]

[略]

あると思われるものについては、詳細に記載すること。

(26)～(30) [略]

(32) [略]

2 [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。